

議案第48号

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年11月 1日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の施行に伴い、みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年みやき町条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者」の前に「法第6条第2項に定める」を加え、「（法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えて同項を適用したものをいう。）」を削る。

第4条第2号ア中「第2条の4第2項」の次に「第1号」を加え、同号イ中「第2条の4第2項」の次に「第1号」を加え、「第7項」を「第6項」に改め、同号ウ中「第8項」を「第7項」に改め、同号エを削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後のみやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和6年11月1日以降診療を受けたひとり親家庭等医療費助成から適用し、同日前に診療を受けたひとり親家庭等医療費助成については、なお従前の例による。

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父子家庭の父 _____ 配偶者のない男子 (法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えて同項を適用したものをいう。) であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費の助成をしない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者又はそれらの配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、それらの者と生計を同じくするもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。</p> <p>ア 母子家庭の母及び父子家庭の父          児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)第2条の4第2項 _____ に定める額</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父子家庭の父 <u>法第6条第2項に定める</u>配偶者のない男子 _____ であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費の助成をしない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者又はそれらの配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、それらの者と生計を同じくするもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。</p> <p>ア 母子家庭の母及び父子家庭の父          児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)第2条の4第2項<u>第1号</u>に定める額</p>

改正前	改正後
<p>イ 父母のない児童の養育者 政令第2条の4第2項_____に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の2に規定する養育者に該当する場合は、政令第2条の4第7項に定める額）</p> <p>ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第8項に定める額</p> <p>エ <u>一人暮らしの寡婦</u> 政令第2条の4第2項に規定する額</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>イ 父母のない児童の養育者 政令第2条の4第2項第1号に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の2に規定する養育者に該当する場合は、政令第2条の4第6項に定める額）</p> <p>ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第7項に定める額</p> <p>(3)・(4) (略)</p>